

**WTO 協定の実施の現状**  
—TBT 協定および農業協定に関し常設委員会が果たしている機能と  
紛争処理を中心に—

京極(田部) 智子

**1. はじめに**

WTO については、その紛争処理機能や交渉に注目が集まることが多く、特に現在行われているドーハ・ラウンド交渉の進捗状況を見て WTO の機能不全を問題とする論調が多くあるが、WTO において行われているのは交渉だけではない。本稿においては、WTO 協定がどのように実施されているのか、TBT 協定と農業協定を中心に、当該協定の下で設置されている常設委員会の活動状況および関連する紛争について、最近の動向を整理することにする。

**2. 常設委員会の活動状況**

**(1) TBT 委員会**

TBT 協定においても、SPS 協定と同様、TBT 委員会の設置が規定されており、年 3 回開催される同委員会の役割として、「この協定の実施又はこの協定の目的の達成に関する事項について協議する機会」を加盟国に提供するものとされる(TBT 協定第 13 条)。具体的には、TBT 委員会では、SPS 委員会と同様、①各国からの通報のレビューを通じた協定の確実な実施の確保、②「特定の貿易上の関心事項(STCs)」を通じた貿易問題の早期解決<sup>1</sup>、③3 年ごとの協定見直し(第 15.4 条)、④ガイドラインなどの制定による TBT 協定ルールの補完、が行われている。

まず、各国からの通報のレビューを通じた協定の確実な実施の確保については、加盟国は強制規格の制定及び改正を行う際は、事前に WTO 事務局に当該強制規格案を通知することになっており(第 2.9.2 条)、この TBT 通報(TBT notification)を通じて他の加盟国は当該強制規格案が貿易に影響することがないかどうかをチェックすることができることになっている。そして、疑問等がある際には通報を行った国に対しコメントを行うことができる。このように、お互いの強制規格案を参照しあい、問題点を指摘しあうことにより、協定の適

---

<sup>1</sup> TBT 委員会においては第 1 回会合より特定の措置(STCs)について議論してきており、増加傾向にあった STCs について対応するため、会合における STCs に関する問題提起の正式な方法が 2009 年に定められた。See WTO, Decisions and Recommendations adopted by the WTO Committee on Technical Barriers to Trade Since 1 January 1995: Note by the Secretariat, G/TBT/1/Rev. 10 (9 June 2011), pp. 42-43.

格な実施を確保することができると言えよう。TBT 委員会においては、各国の TBT 通報は原則規制導入の 6 ヶ月前までに行われることとなっており、そうした通報にかかる措置が委員会での議論の対象とされることから、委員会では既に策定された規制措置の修正を迫るのではなく、まだ策定過程にある規制についての熟慮を規制設定国に求めることができる<sup>2</sup>。この点は、紛争の発生の未然防止に貢献していると言える。

1995 年の WTO 発足以来 2013 年末までの総通知件数は 17,418 件に上る<sup>3</sup>。2013 年には 1,626 件の新規の通報が行われているが、国民の健康・安全性に関するものが約 6 割(978 件)を占める。国民の健康・安全性に関する規制を規律するものとしては、先に述べた SPS 協定があるが、食品・農産物であっても SPS 協定における動植物検疫措置に当たらない規制は、TBT 協定で規制されることになる。例えば、アレルギー物質を含む食品について当該食品の摂取から発生しうる病気等を防ぐために輸入禁止等といった直接人の健康・安全にかかわる措置をとる場合には SPS 協定上の問題となるが、アレルギー物質に関する表示の義務付け(ラベリング)といった食品の表示要件に関する場合には一般には衛生植物検疫措置とはみなされないため TBT 協定の規律対象とされる。また、遺伝子組換え産品(GMO)についても、規制そのものについては食品の安全に直接かかわるため SPS 協定上の紛争として問題になるが、GMO 食品の表示ラベリング規制であれば食品の表示要件にかかわることなので TBT 協定の対象となる。しかしながら、以上の例からもわかるように、提起されうる事項が重なっていることから必ずしもクリアカットに分けにくい問題があることに留意が必要である。

次に、STCs を通じた貿易問題の早期解決については、TBT 協定に従って行われた通報によって明らかになった加盟国の規制等について懸念がある場合に、TBT 委員会で個別に取り上げ、協定整合性について疑義を表明したり、規制内容について明確化を求めたり、詳細な説明を求めたりすることによって行われる<sup>4</sup>。このように、多数の加盟国が出席する TBT 委員会の場でやり取りの中で同調する国が同様の疑義を述べたりすることにより、当該規制導入国に対しより大きな圧力をかけることができると言えよう<sup>5</sup>。STCs については、1995 年

---

<sup>2</sup> 2014 年不公正貿易報告書 398 頁。

<sup>3</sup> WTO, Nineteenth Annual Review of the Implementation and Operation of the TBT Agreement, G/TBT/34 (7 March 2014), para. 2.1.

<sup>4</sup> 泉[2012]。

<sup>5</sup> 泉によれば、委員会の場では、懸念表明国と措置導入国が真剣な議論を行い、紛争の前哨戦ともいえるという。さらに、レビューに参加する国も多く、2009 年から 2011 年に取り上げられた措置 1 件当たり 3 か国が発言しており、延べ 49 件において 5 か国以上が発言しているという。泉[2012]48 頁。

から2014年末までにのべ793(うち重複を除いた新規の数は計453)の事項が提起されており、年々増える傾向にある<sup>6</sup>。手続としては、STCsを提起する国はWTO事務局に対しTBT委員会開催の2週間前までに当該事項を登録し、その後、委員会開催10日前までに登録されたSTCsの一覧が加盟国に配布されることとなっている<sup>7</sup>。これまで提起されたSTCsの内訳としては、全体の約2割程度が農産品・食品関係であり、そのうち、規制に関する懸念表明が半分以上(54%)、ラベリングに関する懸念表明が約4割(37%)を占める。規制に関する懸念事項としては、例えば、GMOや添加物についての規律やハラール食品認証制度(後述)などについて、その規律の透明性やそれに関する更なる情報、規律内容の明確化等を求めるもの等があがっている。また、ラベリングについては、GMOやオーガニック食品、アレルギー表示などのラベリング規制について、その内容の明確化等を求めるものがあげられている。STCsが提起される国としては、対EUに対する懸念が表明されることがきわめて多いものの、アジア各国や米国に対する懸念表明も多い。また、懸念を表明する国については、先進国が53%、途上国が47%と、ほぼ先進国・途上国の割合が半々となっている。また、ある議題がどのくらい会合で話し合われたかということについては、1~2回の会合で収束するものが約60%を占めるものの(すなわち、6割のSTCsは単なる事実確認や更なる情報提供を求めたものと考えられる)、5回以上の会合にわたって問題視され続けた問題も1割以上存在している。このように何回にもわたり委員会で議論された事項についてはその解決に向けて紛争解決手続に提起されるものもあるが<sup>8</sup>、委員会の議論を通じて解決が図られて

---

<sup>6</sup> 以下のSTCsについての数字等は、2014年に出された報告書(WTO, Nineteenth Annual Review of the Implementation and Operation of the TBT Agreement, G/TBT/34 (7 March 2014))に拠る。また、2014年のデータについては、[http://www.wto.org/english/news\\_e/news14\\_e/tbt\\_04nov14\\_e.htm](http://www.wto.org/english/news_e/news14_e/tbt_04nov14_e.htm)を参照している(2015年2月17日参照)。これによれば、2008年以提起事項の数は毎年50を超えており、2012年は88件、2013年は73件、2014年は85件に上っている。2014年においては、新規の提起事項が47件にも達し、これまでにない数となっており、また、それらの提起についての多くが途上国からなされているという。

<sup>7</sup> Committee on Technical Barriers to Trade, FIFTH TRIENNIAL REVIEW OF THE OPERATION AND IMPLEMENTATION OF THE AGREEMENT ON TECHNICAL BARRIERS TO TRADE UNDER ARTICLE 15.4, G/TBT/26 (13 Nov. 2009), para. 68.

<sup>8</sup> 近年紛争解決手続に提起された豪州のプレイン・パッケージ法(タバコのパッケージに關しその色を統一しタバコの健康被害を連想させる写真を掲載し各タバコ会社のロゴの使用を禁止するもの)は、2011年から2012年にかけてすでに4回にわたり27か国によって議題とされており、紛争解決手続には、ウクライナ(DS434)、ホンジュラス(DS435)、ドミニカ共和国(DS441)、キューバ(DS458)、インドネシア(DS467)がTRIPS協定及びTBT協定違反を訴えている。

いるものも少なくない。たとえば、EUのREACH規制<sup>9</sup>については、2003年以來すでに35回にわたり34カ国が何らかの形で議題としてきているが、TBT委員会における対話を通じてEU側が規則内容の詳細についての情報を開示し、また、その明確化を図り、規制の修正を行ったりすることで、紛争解決手続に持ち込まれることなく関係各国に理解を求めている<sup>10</sup>。農産物・食品関係でいえば、たとえば、カナダのチーズに関する成分規格については、2007年から2012年にかけて17回にわたり議題となってきた<sup>11</sup>。先に述べたアレルギー物質に関する表示の義務付けについては、2009年にEUがカナダの規制について質問している<sup>12</sup>。GMO食品のラベリングについては、EUのそれが様々な場面で問題視されSTCsとして取り上げられてきているが、最近では、例えば、ペルーのGMO食品のラベリングについて、2013年10月までに6回、米国、アルゼンチン、カナダ等のGMO生産国から問題提起されている。また、近年、イスラム諸国の経済発展を背景として当該諸国への食品等の輸出が増加しており、その輸出に際し「ハラール認証<sup>13</sup>」が必要となる場合がほとんどであ

---

<sup>9</sup> REACHとは、「Registration, Evaluation, Authorization and Restriction of Chemicals」の略であり、「化学物質の登録、評価、認可及び制限に関する規制」を意味する。欧州域内で化学物質を製造・輸入している企業に対し、その扱う化学物質を登録する義務を課し、その登録によって収集されたデータを欧州議会が設置したECHA(欧州化学品庁)が管理・評価することにより、人の健康や環境に悪影響を及ぼす危険物質の使用を制限したりすることになる。登録に際し、リスク評価を事業者側で行なわなければならないなど化学産業界(特に輸出中小企業)への負担が過度になること、登録に関する条項において表現が抽象的で、場合によっては化学物質の輸出に制限が課されるような貿易制限的効果を持ちかねないなどの問題点があり、日本もTBT委員会の場などで懸念を表明していた。外務省HP「EUの新たな化学物質規制(REACH規制)の動向(平成19年6月)」 at [http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eu/reach\\_0602.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eu/reach_0602.html)(2015年2月13日参照)。

<sup>10</sup> しかし、一方で、依然としてTBT委員会でのSTC提起は継続しており、今後紛争解決手続に訴えられることがあるかどうかについては予断を許さない。また、この件について、Gruszczynskiは、技術的な問題や手続的規則についてはTBT委員会における対話が修正につながったが、実質的な規則内容の修正に関してはTBT委員会がそれほど役に立っていないと指摘している。Gruszczynski[2013]。

<sup>11</sup> カナダは2008年12月にチーズの成分規格について、生乳から抽出される最低カゼイン含有量を決定したが、これについて、TBT委員会では、乳製品輸出国である豪州、ニュージーランド、米国、EU、スイスから懸念が表明されていた。カナダ側は、規格作成過程において国際基準や他国の意見を十分に聞いていること、輸出国が懸念している濃縮乳タンパクを含む乳製品由来の原料の使用を禁止しているわけではないこと、これまでに成分規格を違反する輸入チーズはないことを説明して、自国の規格への理解を求めており、最終的に規格の修正までは行っていない(G/TBT/M/58, paras. 2.67-2.68)。このように継続してやり取りを行うことで、紛争解決手続へと進むことなく、相互に納得する解決を模索していたと言える。

<sup>12</sup> G/TBT/M/48, paras. 33-35.

<sup>13</sup> 「ハラール」とは、イスラム法において「合法」を意味する言葉であり、「ハラール認

ることから、その認証制度について TBT 委員会で「特定の貿易上の関心事項」として質問を行う国が増えてきている。これは、「ハラール」という宗教上の理由からの規制を行うこと自体を問題にしているのではなく、当該規制についてより貿易に悪影響の出ない方法で行うべきとの観点から、各国が STCs として議題に挙げているものである<sup>14</sup>。ハラール関連の規制については、2009 年から 2014 年までに、インドネシア、サウジアラビア、マレーシア、UAE といったイスラム諸国に対し計 11 回の提起が米国や EU などから出されている。さらに、既に述べたとおり、TBT 委員会においては EU の規制が問題となることが多いが、1999 年以来多くの国から提起されている問題として、ワインの「伝統的用語の表示」に関するものがある。これは、域内のワイン生産者及び消費者利益の保護の観点から、ワインの栽培方法や表示について EU が規定している規則の中で、ヨーロッパのワイン産地で伝統的に使用されてきた用語(=伝統的用語)について、他の産地(第三国を含む)での使用を禁止するもので<sup>15</sup>、各国はこうした「伝統的用語」は既に世界中で一般的に使用されているとして、米国やアルゼンチン、豪州他計 12 カ国が 29 回にわたり懸念を表明し続けている。TBT 委員会においては、このようにさまざまな問題について、頻繁に TBT 委員会の場において措置実施国と輸出国とが議論することにより、紛争解決手続に持ち込むことなく、措置実施国に措置修正に向けての圧力を輸出国側がかけたり、措置実施国側がその措置実施について輸出国に理解を求めることを行い、紛争の早期解決を行っていると言える。

TBT 協定に関する STCs については、解決したかどうかについて委員会への

---

証」は、イスラム各国やその国内のイスラム団体が定めたハラールにかかわる食品・医薬品・化粧品等の認証制度を指し、製品の原料や製品製造過程においてハラールでないものが混入していないことの証明を求めるものである。たとえば、イスラム法において禁じられている豚肉が混入していないか、また、製品の製造過程で豚肉を使用した機械などが使用されていないかどうか等を証明することとなる。ハラールについては、Codex で規格が定められてはいるものの(CAC/GL 24-1997)実用的な統一基準とはなっておらず、各国でその認証制度が異なり国ごとに対応を迫られることから実質的な非関税障壁となっていると考える国もある。たとえば米国は 2013 年外国貿易障壁報告書で、マレーシアのハラール認証制度を取り上げ Codex 規格と一致させるよう求めている。日本貿易振興機構 [2014]、USTR, 2013 National Trade Estimate Report on Foreign Trade Barriers, p. 250 参照。

<sup>14</sup> たとえば、マレーシアのハラールミート(精肉)の規律が問題とされた時に、米国はマレーシアが信頼できるハラールシステムの構築を望んでいることに理解を示しつつも、国際規格である Codex 規格を取り入れるべき等の指摘を行っている。See G/TBT/M/54, para. 133.

<sup>15</sup> たとえば、“tawny”, “ruby”(いずれもポルトガルで作られているポートワインに使用される)、“chateau”(フランスワインに使用される)、といった用語の表示について、第三国を含めた他地域での使用を禁止している。牧野[2012]参照。

通報を義務付けていないため、どの程度の割合の事項が解決に至っているのかは定かではない。しかしながら、2009年に行われた5回目の3年見直しレビューの報告書においては、「特定のケースにおいては[TBT委員会会合での議論は]特定の貿易上の関心事項に関連して加盟国間で提起された問題についての早い段階での解決を効果的に促進した」と述べられていることから<sup>16</sup>、ある程度の数の案件については、紛争解決手続に訴える前に、TBT委員会における話し合いの中で解決がなされていると推測される<sup>17</sup>。

次に、TBT協定の見直しについてだが、これはTBT協定に規定されているとおり、3年ごとに見直しが行われており、1997年の第1回見直し以降、2012年までに6回の見直しが行われ、その都度決定文が公表されている<sup>18</sup>。これらの見直しにおいてはTBT協定そのものの改正が必要との指摘は行われていないが、検討の結果として運用面での改善等が必要とされ、TBT協定におけるルールや手続の補完が行われている。たとえば、2000年に行われた第2回見直しにおいて採択された「国際規格作成プロセスに関する諸原則(国際規格6原則)」は、国際規格が満たすべき、①透明性、②開放性、③公平性、④効率性、市場適合性、⑤一貫性、⑥途上国への配慮、の6つの要件を定めている<sup>19</sup>。本原則は、関連する国際規格が存在するかまたはその制定が間近である場合には、WTO加盟国は当該国際規格を自国の強制規格制定の基礎として用いる義務を負うことを規定した条項であるTBT協定第2.4条が問題となった紛争において当該条文の解釈指針として参照されている<sup>20</sup>。

また、TBT委員会においては、定期的な3年協定見直し以外においても、様々

---

<sup>16</sup> WTO, Fifth Triennial Review of the Operation and Implementation of the Agreement on Technical Barriers to Trade under Article 15.4, G/TBT/26 (13 Nov. 2009), para. 65.

<sup>17</sup> なお、Horn 他は、TBT協定におけるSTCsについて、SPS協定のそれと同様、3回以上会合で議論されたもののうち(「深刻なSTCs」)、最近の2年間(2011-2012年)の会合で提起されなかった案件を「解決」したものとすれば、53%の案件が「解決」に至っていると評価している。Horn et al. [2013] pp. 752-753.

<sup>18</sup> 一連のTRIENNIAL REVIEW OF THE OPERATION AND IMPLEMENTATION OF THE AGREEMENT ON TECHNICAL BARRIERS TO TRADE UNDER ARTICLE 15.4 参照。

<sup>19</sup> Committee on Technical Barriers to Trade, SECOND TRIENNIAL REVIEW OF THE OPERATION AND IMPLEMENTATION OF THE AGREEMENT ON TECHNICAL BARRIERS TO TRADE, Annex 4 DECISIONS OF THE COMMITTEE ON PRINCIPLES FOR THE DEVELOPMENT OF INTERNATIONAL STANDARDS, GUIDES AND RECOMMENDATIONS WITH RELATION TO ARTICLES 2, 5 AND ANNEX 3 OF THE AGREEMENT, G/TBT/9 (13 December 2000).

<sup>20</sup> 米国・マグロラベリング事件(DS381)上級委員会は、本決定の位置付けについて言及し、本決定がWTO法の規定の解釈と適用に関する加盟国の合意を構成するものとして(paras. 370-372)、解釈の際に参照している。

な勧告や決定がなされており、協定ルールを補完するものとなっている<sup>21</sup>。このようなルールの補完の対象は多岐にわたり、「良き規制慣行(good regulatory practice: GRP)」<sup>22</sup>に関するもの、適合性評価手続に関するもの、透明性の向上に関するもの、途上国への技術援助や「特別かつ異なる待遇(special and differential treatment)」に関するもの、そして、委員会の運用などについて、協定本体には書かれていない手続や考え方などの加盟国の合意がなされていることがわかる。たとえば、「良き規制慣行」については、2009年には、加盟各国の経験や関連国際機関等における作業等を考慮しながら GRP についてのガイドラインのリストを作成することが合意されている<sup>23</sup>。さらに、2012年には、「規制のライフサイクル(regulatory lifecycle)」を踏まえ、強制規格や適合性評価手続の策定、履行、改正段階それぞれのベストプラクティス策定を目指すことが合意されている<sup>24</sup>。

TBT 協定の規律対象である各国の基準・認証制度については、それらが加盟国間で大きく異なる場合に、輸出国側が各国の規制に個別に対応することが迫られ、製造・販売コスト等が余分にかかるため、貿易の阻害要因となる可能性が強い。したがって、加盟国間の規制措置の国際的な整合化を推進し、制度制定や運用に関する透明性の向上を図り、規制措置が不必要な貿易制限となることを極力抑え、改善していくことが必要である。こうした決定や勧告の積み重ねを通じ、より一層の TBT 協定の効果的運用が図られていると言えよう。

## (2) 農業委員会

農業委員会は、農業協定第 17 条により設置が規定されている。農業委員会については、協定の遵守等に関する通常会合と継続交渉を担当する特別会合に分けられている。通常会合における委員会の任務は、加盟国の通報に基づくウ

---

<sup>21</sup> これまでの決定や勧告は、事務局によってまとめられている。See Committee on Technical Barriers to Trade, DECISIONS AND RECOMMENDATIONS ADOPTED BY THE WTO COMMITTEE ON TECHNICAL BARRIERS TO TRADE SINCE 1 JANUARY 1995: NOTE BY THE SECRETARIAT, G/TBT/Rev. 11 (16 December 2013).

<sup>22</sup> 「良き規制慣行(good regulatory practice)」とは、TBT 協定が規律する基準・認証制度による貿易障壁を軽減するための様々な取り組みを示す概念であり、各国で異なる貿易・投資に関する規制があることにより生じる影響を軽減していくことが目指されている。2014年不公正貿易報告書 395 頁。GRP は TBT 協定上定義されるものではないが、TBT 協定の実際実施する際に使用されてきた概念であり、規制を作成する過程における透明性と説明責任に重点が置かれて議論されてきた。Mavroidis and Wijkström[2013]pp. 227-228.

<sup>23</sup> Committee on Technical Barriers to Trade, DECISIONS AND RECOMMENDATIONS ADOPTED BY THE WTO COMMITTEE ON TECHNICAL BARRIERS TO TRADE SINCE 1 JANUARY 1995, note by the Secretariat, G/TBT/1/Rev.11 (16 Dec. 2013), p.5.

<sup>24</sup> 2014 年不公正貿易報告書 395 頁。

ルグアイ・ラウンドでなされた約束の実施の進捗状況の検討である(農業協定第18条)。具体的には、加盟国による通報(新たな国内助成措置や既存措置の修正等も通報される)についてのレビューを行なう(第18条2項・3項)。さらに、関連する問題も個別に提起することが可能である(第18条6項)。すでに説明したSPS委員会、TBT委員会とは異なり、農業委員会では、特に「貿易上の関心事項」について議論することは決められていない。しかし、各国の通報のレビューや関連する問題を各国が提起することにより、同様の機能がある程度果たされているといえることができる。また、協定規則を補完するようなルール作りについても、SPS委員会やTBT委員会とは異なり、農業協定本体が十分詳細に削減約束等について規定していることからほとんどなされていない<sup>25</sup>。

農業委員会の活動については、毎年議長が出す報告書にまとめられているが、直近の3年間の状況を見ると、毎年3~4回通常会合が行われており、その中で100以上の通報がレビューされており、250前後の質問が各国から出されている<sup>26</sup>。その内訳としては、約8割が国内助成に関するもの、約1割から2割が市場アクセスに関するもので、輸出補助金等に関するものは1割以下となっている<sup>27</sup>。また、関連する個別問題に関しても質疑応答がなされており、毎年多くの事項について繰り返し質問がされている。たとえば、2012年11月会合からカナダや米国がタイの水田保障プログラム(paddy pledging scheme)<sup>28</sup>についての質問を毎回の委員会会合で行っており、タイのコメ価格の下落へ与える影響やどの程度政府の備蓄に回されているのか等、多岐にわたる質問を出している。また、2014年中の会合では、インドに対する質問(インドのコメ輸出、小麦の備蓄・輸出、食糧安全保障法<sup>29</sup>等についての質問)が繰り返し出されてい

---

<sup>25</sup> 通報についての様式等についての細則は存在するが、協定ルールの実質的な補完のようなものは行われていない。

<sup>26</sup> 2012年には161の通報がレビューされ、303の質問が出されている。2013年は、それぞれ137, 175、2014年はそれぞれ82, 237となっている(G/L/999, G/L/1044, G/L/1093)。

<sup>27</sup> それぞれの正確な内訳は以下の通り(年:国内助成、市場アクセス、輸出補助金等)。2012: 87%, 11%, 9%; 2013: 77%, 20%, 3%; 2014: 76%, 17%, 7%。

<sup>28</sup> タイの水田保障プログラムは、収穫したコメを担保として生産者が公的融資を受ける担保融資制度であるが、実質的には政府によるコメの高価格買い取り制度であり、価格支持に当たる(政府が買い取ったコメが輸出に回される場合は輸出補助金にもあたると考えられる)。同制度について、井上[2014]参照。

<sup>29</sup> インドの食糧安全保障法(The National Food Security Bill)は、人口の約3分の2に対して基礎的食料を供給することを目的として2013年9月に施行されたものだが、こうした内容が農業協定上認められない恐れがあったことから、2013年末のバリ閣僚会議の際にインドが備蓄や国内食糧援助のために低所得農家から食料を買い上げるための政府の支払いを補助金削減義務の対象外とすることについて強硬に主張し、これが農業分野における部分合意の一部として取り入れられたという経緯がある。京極(田部)[2014]35頁。



る<sup>30</sup>。このように、委員会での質疑応答を通じて疑問点が明らかになるまで様々な観点から質疑応答が繰り返されていると言える。

農業委員会で議論される問題については、場合によっては、貿易紛争に発展するような事項も含まれていると考えられる。その意味では、紛争解決手続に訴える前に、このように委員会で問題点の明確化や情報の更なる公開を求め、問題について何度か議論を重ね、各国がお互いに協定の実施についてピア・プレッシャーをかけることで、紛争解決手続へ提起を未然に防ぎ、問題の早期解決を行っていると言える。

### (3) 貿易政策検討制度

WTO において意外と知られていない重要な機能として、貿易政策検討制度(Trade Policy Review Mechanism: TPRM)というものがある。TPRM は、GATT 時代から行われていた各国の貿易制度のレビューがウルグアイ・ラウンド交渉の早期合意として 1988 年に取り入れられて正式な制度となったのちに、WTO に引き継がれた制度で、各国の貿易政策などについてお互いに審査(ピア・レビュー)するものである。貿易額の多い順に上位 4 か国(EU、米国、中国、日本)については 2 年に 1 回、次の上位 16 か国については 4 年に 1 回、そのほかの加盟国については 6 年に 1 回行なわれることとなっている。貿易政策検討制度は、その目的として、WTO 協定の「規則、規律及び約束の遵守の状況を改善し」「加盟国の貿易政策及び貿易慣行について一層の透明性を確保」することによって、WTO 体制の円滑化に資することを挙げている<sup>31</sup>。審査は、審査対象国及び事務局がそれぞれまとめた報告書に基づき加盟各国からの質疑応答という形で 2 日間にわたって行なわれ、審査内容は、輸入制限や関税、輸入救済法の運用、通商政策の意思決定の透明性などの単なる貿易政策にとどまらず、国内の経済規制のあり方や経済環境の現状など広く経済政策をカバーするものとなっている。このような報告書と審査を通じて各国の貿易政策が明らかになることから、それぞれの国の政策を知るには非常に良い手段となっている。また、事務局が作成する報告書においては、のちに紛争解決手続において問題となった事項について指摘していることが多々ある。当該事項が紛争解決手続に訴えられているという意味では、TPRM が紛争の未然防止の機能を果たしているわけではないのかもしれないが、問題点を早期に指摘・明確化しているという点においては紛争解決を補完するものとなっていると言えよう。

ここでは、実際 TPRM がどのように機能しているのかを見るため、直近で行

---

<sup>30</sup> これは、インドがこれまで行っていなかった自国の農業政策についての通報を行ったことが要因ではないかと考えられる。

<sup>31</sup> WTO 協定附属書三 貿易政策検討制度 A(i)。

われた米国、EU、日本の審査状況を簡単に解説することにする。まず、米国については、2014年12月に12回目のTPR審査が行われている。事務局作成報告書<sup>32</sup>においては、米国経済が近年の不況から復調傾向にあること、近年のシェールガス生産が経済の様々な側面に影響を与えていること等を指摘したうえで、貿易に関連する政策変更については、2014年農業法の成立を挙げている。2014年農業法については、長期にわたり行われてきた酪農保護政策である価格支持及び輸出補助金が撤廃されたこと、ウルグアイ・ラウンド終了後以来米国農業政策の要であったデカップル直接支払いが撤廃され、価格とリンクした不足払いタイプの政策に変化したこと等の米国農業政策の変更について解説している。審査においては<sup>33</sup>、多くの国が前回審査からの大きな変更点である2014年農業法に言及しており、これまで「緑」の補助金として分類してきた直接支払いを撤廃し政策変更したことで農業貿易に悪影響を与えることを懸念している<sup>34</sup>。SPS措置関連としては、2011年に成立した食品安全強化(近代化)法による各種の規制について多くの国が言及しており、特にEUは、BSEに関連しEU域内からの牛肉輸入の承認について、その手続きの煩雑さおよび時間がかりすぎていることを指摘している<sup>35</sup>。

EUは、2013年7月に11回目のTPR審査の対象となっている。事務局作成の報告書<sup>36</sup>においては、世界で最も大きな貿易ブロックとして成長し続けているものの、他国の成長によりその世界貿易におけるシェアが減少していること、金融危機からの脱却に主眼を置いていたことにより前回の審査から政策変更はあまりなかったこと等、EU経済の全体の状況についての解説、SPS/TBT措置についてはEU内でハーモナイゼーションが図られているがいくつかの部分では域内で大きな相違が残されていること、農業政策については前回の審査

---

<sup>32</sup> Trade Policy Review Body, Trade Policy Review Report by the Secretariat: United States, WT/TPR/S/307 (11 Nov. 2014).

<sup>33</sup> Trade Policy Review Body, 16 and 18 December 2014, Trade Policy Review: United States, Minutes of the Meeting, WT/TPR/M/307 (9 Feb. 2015).

<sup>34</sup> “At TPR, EU, China Question U.S. Farm Bill; Others Flag Persistent Barriers,” Inside US Trade vol. 32, No. 50 (Dec. 19, 2014).

<sup>35</sup> Ibid. なお、EU産牛肉の米国への輸出に関しては、BSEの発生を理由として長年禁止となっていたが、2014年3月に輸入禁止措置を正式に解除していた。しかし、食品安全強化法に基づく食肉加工場等に対する審査等が滞っていたため事実上輸入禁止が継続していたと思われる。2015年1月6日付のロイターの報道によれば、米国当局の調査が完了しアイルランド産牛肉についての米国への輸出再開の見通しがついたとされる。ロイター「米国がEU産牛肉輸入を17年ぶり再開へ、アイルランドが審査合格」at <http://jp.reuters.com/article/businessNews/idJPKBN0KF06D20150106> (2015年2月23日参照)。

<sup>36</sup> Trade Policy Review Body, Trade Policy Review Report by the Secretariat: European Union, WT/TPR/S/284 (28 May 2013).

以降大きな変更はなく、予定された改革が継続していること、その結果および農産物価格の高騰により、全体の支持レベルが減少しており、多くの農産物において域内価格と国際価格との間の差がなくなっていること等が指摘されている。審査<sup>37</sup>においては、米国が、TTIP によってより一層の両国および世界経済の発展が図られることへの期待を述べたうえで、依然として農産物に対する貿易障壁が高いこと、特に SPS 措置のうちラクトパミンの禁止については科学的証拠に基づいていないこと等を指摘しており、TBT 委員会で長年議題とされている REACH 規制について TPR 審査の場で指摘する国もあった(エルサルバドルなど)。また、豪州などの農産物輸出国や途上国は、EU の農業政策(CAP)や農産物関税の高さ等の貿易障壁の高さを指摘した。

日本に対して行なわれた直近の TPR 審査は、2013 年 2 月で、11 回目を数える。事務局作成の報告書<sup>38</sup>では、日本経済の現状や FTA の締結状況(農産品輸出国との FTA においては農産品が数多く除外されていることなどを指摘)、関税率の状況、貿易救済措置の使用状況、などに加え、SPS 措置については、科学的リスク評価に基づいてはいるが、費用対効果分析を行っていない旨が指摘されたり、農業分野については、価格支持から所得支持への移行を行なってはいるものの、依然として価格支持が主流を占めており、他分野と比較して高関税となっていること、関税割当、所得支持、生産調整等の政府の支持を多く受け続けていることなどが指摘された。審査<sup>39</sup>では、やはり農業分野の保護の高さを指摘する国が多くあった。米国も、日本は前回の TPR 審査以来新たな経済連携協定を締結しているが、農産品については自由化率が低いこと、安倍首相の進める改革によって農業分野における高関税や他の貿易障壁が改革されることを期待する等の発言を行い、EU も物品、サービス、投資、公共調達分野における貿易規制が厳しいこと、食品規制分野においては国際的に安全とされている添加物についての認可手続に時間がかかること等を指摘している。

TPRM は、2008 年秋のいわゆるリーマン・ショックから始まった世界金融危機に伴う各国の保護主義的な行動への対処でも重要な役割を發揮している。WTO では、2009 年 1 月に非公式に金融危機以降の各国の貿易措置に関する報告書をまとめ、これまでに 8 回刊行されている<sup>40</sup>。また、2009 年 4 月に開催さ

---

<sup>37</sup> Trade Policy Review Body, 16 and 18 July 2013, Trade Policy Review: European Union, Minutes of the Meeting, WT/TPR/M/284 (23 Oct. 2013).

<sup>38</sup> Trade Policy Review Body, Trade Policy Review Report by the Secretariat: Japan, WT/TPR/S/276 (15 Jan. 2013).

<sup>39</sup> Trade Policy Review Body, 19 and 21 Feb. 2013, Trade Policy Review: Japan, Record of the Meeting, WT/TPR/M/276 (13 June 2013).

<sup>40</sup> 一連の Report to the TPRB from the Director-General on the Financial and Economic Crisis and Trade-related Developments 及び Report to the TPRB from the

れた G20 ロンドンサミットにおいて、保護主義への圧力に抵抗し、世界貿易・投資の再活性化のため、各国が行う保護主義的な措置について WTO が他の国際機関と協働して報告書を 4 半期毎に作成・公表することが決められ、OECD および UNCTAD と共同で G20 諸国についての報告書を作成しており、2014 年 12 月までに 12 回刊行されている<sup>41</sup>。

TPRM は、「[WTO]協定に基づく特定の義務の実施若しくは紛争解決手続の基礎となること又は加盟国に新たな政策に関する約束を行なうよう要求することを目的とするものではない」とされ<sup>42</sup>、その報告書や審査が法的拘束力を持つものではないが、加盟各国が相互にその貿易政策の WTO 整合性などをみることによって、整合的でない政策に対する修正圧力が生まれ、紛争発生 of 未然防止や紛争解決を補完する機能を持つと考えられる<sup>43</sup>。

### 3. 農産物関連の貿易紛争処理

#### (1) TBT 協定関連の紛争処理

WTO のウェブサイトによれば、2014 年末までに TBT 協定を対象協定として協議要請を行った案件は 50 件あるが、これは、協議要請の段階では広く対象協定が提起されるため、TBT 協定以外の問題が主であるものも含まれている。したがって、パネル・上級委員会報告書が出されていない事案については、どの程度、TBT 協定がメインの訴えとしてなされた事案なのかは不明である。先に挙げた 50 件のうち、協議要請の段階で止まっている事案が 15 件、パネル・上級委員会まで行かず協議取り下げや「相互に合意された解決(mutually agreed solution)」が行われた事案が 12 件、現在パネル設置中の事案が 6 件<sup>44</sup>ある。パネル・上級委員会の報告書が出された事案は、17 件あるが、そのうち、9 件においては TBT 協定に関する判断は出されていない。残り 8 件のうち、2011 年までに TBT 協定に関連する事項を含むパネル・上級委員会報告書が出されたのは、EC・アスベスト規制事案および EC・イワシ表示事案であり、その後、

---

Director-General on Trade-related Developments 参照。

<sup>41</sup> 一連の Report on G20 Trade and Investment Measures 参照。現在は約半年毎に報告書が作成されている。こうした報告書は純粋に事実を示す報告書であり、加盟国に何らの法的義務を課すものではないが、このような報告書の存在により、各国の通商政策の透明性が高められ、貿易阻害的な措置の発動の抑止や紛争の未然防止に役に立っていると考えられる。川瀬[2010]19-21 頁。

<sup>42</sup> WTO 協定附属書三 貿易政策検討制度 A(i)。

<sup>43</sup> Francois[2001]pp. 312-313.

<sup>44</sup> うち 5 件が豪州のいわゆるプレイン・パッケージ法に対するもの(DS434(ウクライナ申立)、DS435(ホンジュラス申立)、DS441(ドミニカ共和国申立)、DS458(キューバ申立)、DS467(インドネシア申立))で、残り 1 件は EU の米国産鶏肉輸入規制措置に関するもの(DS389)である。

2012年になって相次いで案件が提起されている。

TBT 協定に関して紛争解決手続が援用されパネル報告等に至った事案【8件】

紛争事案名	TBT 委員会における 検討状況	紛争解決手続における 経過
EC・アスベスト紛争事案 (カナダ申立) <sup>45</sup>	「特定の貿易上の関心事項」 としての提起 1997年2月、 6月	協議要請 1998年5月 パネル報告 2000年9月 上級委員会報告 2001年3月
EC・イワシ表示紛争事案 (ペルー申立) <sup>46</sup>	なし	協議要請 2001年3月 パネル報告 2002年5月 上級委員会報告 2002年9月
米国・マグロラベリング紛争事案(メキシコ申立) <sup>47</sup>	「特定の貿易上の関心事項」 としての提起 2000年2月 (2000年5、7、10、11月に提起)	協議要請 2008年10月 パネル報告 2011年9月 上級委員会報告 2012年5月 履行確認手続中(パネル報告書2014年12月発出予定とされていたが、本校執筆時点で未だ発出されていない)
米国・原産国表示(COOL)事案(カナダ、メキシコ申立) <sup>48</sup>	「特定の貿易上の関心事項」 としての提起 2002年6月 (2008年12月までに7回に	協議要請 2008年12月 パネル報告 2012年6月 履行確認手続パネル報告

<sup>45</sup> Report of the Panel, *European Communities – Measures Affecting Asbestos and Asbestos-Containing Products*, WT/DS135/R (18 Sep. 2000); Report of the Appellate Body, *European Communities – Measures Affecting Asbestos and Asbestos-Containing Products* (AB-2000-11), WT/DS135/AB/R (12 March 2001).

<sup>46</sup> Report of the Panel, *European Communities – Trade Description of Sardines*, WT/DS231/R (29 May 2002); Report of the Appellate Body, *European Communities – Trade Description of Sardines* (AB-2002-3), WT/DS/231/AB/R (26 Sep. 2002).

<sup>47</sup> Report of the Panel, *United States – Measures Concerning the Importation, Marketing and Sale of Tuna and Tuna Products*, WT/DS/381/R (15 Sep. 2011); Report of the Appellate Body, *United States – Measures Concerning the Importation, Marketing and Sale of Tuna and Tuna Products* (AB-2012-2), WT/DS381/AB/R (16 May 2012). 本件につきたとえば、内記[2013b]参照。

<sup>48</sup> Report of the Panel, *the United States – Certain Country of Origin Labelling (COOL) Requirements*, WT/DS384, 386/R (18 Nov. 2011); Appellate Body Report, *the*

	わたり提起)	2014年10月
EU・アザラシ製品輸入規制紛争事案(カナダ、ノルウェー申立) <sup>49</sup>	「特定の貿易上の関心事項」としての提起 2004年11月(対ベルギー、オランダ、ドイツ、ECを含め2010年11月までに計15回提起)	協議要請 2009年11月 パネル報告 2013年11月 上級委員会報告 2014年5月
米国・クローブ入りタバコ輸入規制事案(インドネシア申立) <sup>50</sup>	「特定の貿易上の関心事項」としての提起 2009年11月(1回のみ)	協議要請 2010年4月 パネル報告 2011年9月 上級委員会報告 2012年4月

EC・アスベスト紛争事案においては、主要な判断はガット(ガット3条4項及びガット20条)に関して出されているが、TBT協定に関して強制規格の定義について具体的意味を明らかにしており、これが後の判例においても参照されているところである<sup>51</sup>。EC・イワシ表示紛争事案は、ECにおけるイワシの表示規制が問題となったものである。ECは、1989年に缶詰のイワシについて、ヨーロッパマイワシ(*Sardina pilchardus*)から製造されたものに限って「イワシ(Sardine)」と表示して販売できるとする規則<sup>52</sup>を定めた。したがって、ヨーロッパマイワシ以外のイワシを使ったイワシの缶詰については、たとえば「○○産イワシ(Sardine)」という表示を付して販売することが認められなくなった。

---

*United States – Certain Country of Origin Labelling (COOL) Requirements* (AB-2012-3), WT/DS384, 386/AB/R (29 July 2012); Report of the Panel, *the United States – Certain Country of Origin Labelling (COOL) Requirements: Recourse to Art. 21.5 of the DSU by Canada and Mexico*, WT/DS384, 386/R (20 Oct. 2014). 本件につきたとえば、石川[2013]、内記[2014]参照。

<sup>49</sup> Report of the Panel, *European Communities – Measures Prohibiting the Importation and Marketing of Seal Products*, WT/DS400, 401/R (25 Nov. 2013); Report of the Appellate Body, *European Communities – Measures Prohibiting the Importation and Marketing of Seal Products* (AB-2014-1,2), WT/DS400, 401/R (22 May 2014).

<sup>50</sup> Report of the Panel, *United States – Measures Affecting the Production and Sale of Clove Cigarettes*, WT/DS406/R (2 Sep. 2011); Report of the Appellate Body, *United States – Measures Affecting the Production and Sale of Clove Cigarettes* (AB-2012-1), WT/DS406/R (4 April 2012). 本件につきたとえば、内記[2013a]参照。

<sup>51</sup> EC・アスベスト紛争事案上級委員会は、強制規格について、①製品の特性を、積極的に、又は、消極的に規定する文書であって、②対象製品又は製品グループが識別可能で、③その遵守が義務的なもの、としている(para. 67-70)。本件については、問題となった規制が強制規格であることを認定しているが、パネルの事実認定不足等から、当該措置のTBT協定違反について上級委員会は判断を行っていない。

<sup>52</sup> Council Regulation (EEC) No. 2136/89 of 21 June 1989 laying down common marketing standards for preserved sardines.

本規則について、イワシ缶詰生産国であるペルーは、ペルー産イワシ缶詰について「イワシ(Sardine)」を含む表示を一切認めないとする EC 規則は関連する国際機関を強制規格の基礎として用いることを義務づけている TBT 協定第 2.4 条等に違反すると訴えた。イワシ製品の規格については、1978 年に Codex 委員会において、缶詰イワシについて名や地域名などを併記した「〇〇イワシ(Sardine)」と表示することが定められており、ペルーは EC 規則がこの Codex 規格(Codex/Stan/94)に合致していないものとして、TBT 協定違反を主張したのである。パネル・上級委員会は、Codex/Stan/94 を TBT 協定第 2.4 条の意味における国際規格と認めた上で、EC の規則はこれを基礎としておらず、また、2.4 条にあるように当該規則の目的を実現するために Codex/Stan/94 が効果的でないとはいえないとし、EC の TBT 協定違反を認定している。

TBT 協定に関連する貿易紛争については、2011 年以降、相次いで案件が提起されパネル・上級委員会の判断がなされている(米国・クローブ入りタバコ規制事案、米国・マグロラベリング紛争事案、米国・原産国表示(COOL)事案、EU・アザラシ製品輸入規制紛争事案)<sup>53</sup>。米国・クローブ入りタバコ規制事案は、米国が国民の健康保護を目的として香り付きタバコの輸入販売を禁止したことに対し、香り付きタバコであるクローブ入りタバコの主要輸出国であるインドネシアが訴えたものである。米国・マグロラベリング紛争事案は、GATT 期においても問題となった事案だが、メキシコがマグロに対する「ドルフィン・セーフ」ラベリングを規制する米国を訴えたものであり、EU・アザラシ製品輸入規制紛争事案は、アザラシ製品輸出国であるカナダおよびノルウェーが EU のアザラシ製品輸入に関する動物福祉の観点からの規制を TBT 協定およびガット違反として訴えたものである。ここでは、農業関連の案件として重要な案件である米国・原産国表示(COOL)事案の内容を紹介する。

本件は、米国による原産国表示の義務化をカナダおよびメキシコが問題としたものである。米国は、2002 年農業法で、羊・牛・豚肉、魚、野菜及び果実、落花生について、小売り段階での原産国表示を義務付け、このうち魚・貝類については 2004 年から、その他全対象品目については 2008 年 9 月から実施し、最終規則は 2009 年 1 月に公布された(なお、2008 年農業法では対象産品が拡大され、鶏肉、山羊肉、朝鮮人参、ピーカンナッツ、マカダミアナッツが追加されている)。メキシコ・カナダはこのうち食肉について問題とし、原産国のラベリングの義務化が輸入家畜・精肉に対し差別的であるとして訴えた。パネル・

---

<sup>53</sup> このように近年 TBT 協定に関する紛争提起が増加してきている理由として内記は、判例の積み重ねにより GATT 上の条文の解釈適用が明確になり、TBT 協定の同様の条項にそれを参照しうることによって TBT 協定の解釈が予見可能になったことを挙げている。内記 [2012]70 頁。

上級委員会は、米国の措置の TBT 協定第 2.1 条違反を認定し、米国は、DSB の是正勧告を履行すべく、より詳細な情報を消費者に提供できるような形に修正を行なった。しかしながら、カナダ・メキシコ両国はこれを不服として履行確認手続に訴えており、2014 年末現在、履行確認手続においてパネル報告書が出されている(本件については、2014 年 11 月 28 日に米国が上級委員会に上訴しており、本稿執筆時点において審理継続中である)。本件では、米国の WTO 協定違反を訴えたカナダ・メキシコは、紛争解決手続においては勝利を得ることができたが、そもそもの狙いであった自国の輸出増を促すような規律改正を得ることができず、米国が履行措置として行ったのは更なる規制強化であった。

TBT 協定が関連する貿易紛争については、すでに述べたとおり、近年パネル・上級委員会の判断が多く出されており、これらを通じて、類似の文言を持つガット第 3 条 4 項と TBT 協定 2.1 条との解釈の違いなどが明らかになってきており、TBT 協定のルールの明確化が徐々に図られていると言える。

## (2) 農業協定関連の紛争処理

農業協定については、WTO のウェブサイトによれば、2014 年末現在、77 件の案件が紛争解決手続に提起されている。このうち、協議要請段階で止まっているものが 30 件、パネルが設置されているものが 3 件、パネル・上級委員会の判断の前に「相互に合意された解決」に至ったものが 11 件、パネル・上級委員会の報告書が出されたものが 33 件ある。このうち、12 件においては農業協定に関する判断は出されておらず、残りの 21 件においてパネル・上級委員会の判断が出されているところである。

### 農業協定に関して紛争解決手続が援用されパネル報告等に至った事案【21 件】

紛争事案名	農業委員会における検討状況	紛争解決手続における経過
ブラジル・乾燥ココナツ相殺関税紛争事案(フィリピン申立) <sup>54</sup>	なし	協議要請 1995 年 11 月 パネル報告 1996 年 10 月 上級委員会報告 1997 年 2 月
EC・バナナ輸入制度事案(エクアドル、グアテマラ、	なし	協議要請 1996 年 2 月 パネル報告 1997 年 5 月

<sup>54</sup> Report of the Panel, *Brazil – Measures Affecting Desiccated Coconut*, WT/DS22/R (17 Oct. 1996); Report of the Appellate Body, *Brazil – Measures Affecting Desiccated Coconut* (AB -1996-4), WT/DS22/AB/R (21 Feb. 1997).



ホンジュラス、メキシコ、 米国申立) <sup>55</sup>		上級委員会報告 1997 年 9 月 履行確認手続パネル報告 1999 年 4 月 第 2 回履行確認手続パネル 報告 2008 年 4 月(エクアド ル申立)/5 月(米国申立) 同上級委員会報告(エクア ドル申立)2008 年 11 月
EC・鶏肉輸入規制事案(ブ ラジル申立) <sup>56</sup>	なし	協議要請 1997 年 2 月 パネル報告 1998 年 3 月 上級委員会報告 1998 年 7 月
インド・数量制限事案(米 国、豪州、カナダ、ニュー ジーランド、EC 申立) <sup>57</sup>	なし	協議要請 1997 年 7 月 パネル報告 1999 年 4 月 上級委員会報告 1999 年 8 月
米国・FSC(外国販売会社) 税制事案 <sup>58</sup>	なし	協議要請 1997 年 11 月 パネル報告 1999 年 10 月

<sup>55</sup> Report of the Panel, *European Communities – Regime for the Importation, Sale and Distribution of Bananas*, WT/DS27/R (22 May 1997); Report of the Appellate Body, *European Communities – Regime for the Importation, Sale and Distribution of Bananas* (AB-1997-3), WT/DS27/AB/R (9 Sep. 1997); Report of the Panel, *European Communities – Regime for the Importation, Sale and Distribution of Bananas: Recourse to Art. 21.5 by Ecuador, EC*, WT/DS27/RW/ECU, EEC (12 April 1999); *Report of the Panel, European Communities – Regime for the Importation, Sale and Distribution of Bananas: Recourse to Art. 21.5 by US*, WT/DS27/RW/USA (19 May 2008); *Report of the Appellate Body, European Communities – Regime for the Importation, Sale and Distribution of Bananas: Second Recourse to Art. 21.5 by Ecuador* (AB-2008-8), *Recourse to Art. 21.5 by US* (AB-2008-9), WT/DS27/AB/RW2/ECU, /RW/USA (26 Dec. 2008).

<sup>56</sup> Report of the Panel, *European Communities – Measures Affecting the Importation of Certain Poultry Products*, WT/DS69/R (12 March 1998); Report of the Appellate Body, *European Communities – Measures Affecting the Importation of Certain Poultry Products* (AB-1998-3), WT/DS69/AB/R (13 July 1998).

<sup>57</sup> Report of the Panel, *India – Quantitative Restrictions on Imports of Agricultural, Textile and Industrial Products*, WT/DS90/R (6 April 1999); Report of the Appellate Body, *India – Quantitative Restrictions on Imports of Agricultural, Textile and Industrial Products* (AB-1999-3), WT/DS90/AB/R (23 Aug. 1999).

<sup>58</sup> Report of the Panel, *the United States – Tax Treatment for “FOREIGN SALES CORPORATIONS”*, WT/DS108/R (8 Oct. 1999); Report of the Panel, *the United States*

		上級委員会報告 2000 年 2 月 履行確認手続パネル報告 2001 年 8 月 同上級委員会報告 2002 年 1 月 第 2 回履行確認手続パネル報告 2005 年 9 月 同上級委員会報告 2006 年 2 月
カナダ・乳製品補助金紛争事案(米国、ニュージーランド申立) <sup>59</sup>	1996 年 10 月特別ミルク分類制度の明確化についてニュージーランドおよび米国	協議要請 1997 年 10 月/12 月 パネル報告 1998 年 5 月

– *Tax Treatment for “FOREIGN SALES CORPORATIONS”*, WT/DS108/R (8 Oct. 1999); Report of the Appellate Body, *the United States – Tax Treatment for “FOREIGN SALES CORPORATIONS”* (AB-1999-9), WT/DS108/AB/R (24 Feb. 2000); Report of the Panel, *the United States – Tax Treatment for “FOREIGN SALES CORPORATIONS”*: *Recourse to Art. 21.5 of the DSU by the European Communities*, WT/DS108/RW (20 Aug. 2001); Report of the Appellate Body, *the United States – Tax Treatment for “FOREIGN SALES CORPORATIONS”*: *Recourse to Art. 21.5 of the DSU by the European Communities* (AB-2001-8), WT/DS108/AB/RW (14 Jan. 2002); Report of the Panel, *the United States – Tax Treatment for “FOREIGN SALES CORPORATIONS”*: *Second Recourse to Art. 21.5 of the DSU by the European Communities*, WT/DS108/RW2 (30 Sep. 2005); Report of the Appellate Body, *the United States – Tax Treatment for “FOREIGN SALES CORPORATIONS”*: *Second Recourse to Art. 21.5 of the DSU by the European Communities* (AB-2005-9), WT/DS108/AB/RW2 (13 Feb. 2006).

<sup>59</sup> Report of the Panel, *Canada – Measures Affecting the Importation of Milk and the Exportation of Dairy Products*, WT/DS103, 113/R (17 May 1999); Report of the Appellate Body, *Canada – Measures Affecting the Importation of Milk and the Exportation of Dairy Products* (AB-1999-4), WT/DS103, 113/AB/R (13 Oct. 1999); Report of the Panel, *Canada – Measures Affecting the Importation of Milk and the Exportation of Dairy Products: Recourse to Article 21.5 of the DSU by New Zealand and the United States*, WT/DS103, 113/RW (11 July 2001); Report of the Appellate Body, *Canada – Measures Affecting the Importation of Milk and the Exportation of Dairy Products: Recourse to Article 21.5 of the DSU by New Zealand and the United States* (AB-2001-6), WT/DS103, 113/AB/RW (3 Dec. 2001); Report of the Panel, *Canada – Measures Affecting the Importation of Milk and the Exportation of Dairy Products: Second Recourse to Article 21.5 of the DSU by New Zealand and the United States*, WT/DS103, 113/RW2 (26 July 2002); Report of the Appellate Body, *Canada – Measures Affecting the Importation of Milk and the Exportation of Dairy Products: Second Recourse to Article 21.5 of the DSU by New Zealand and the United States* (AB-2002-6), WT/DS103, 113/AB/RW2 (20 Dec. 2003). 本件の簡単な概要につきたとえば、藤岡[2009]参照。

	が質疑 <sup>60</sup> (その後 1997 年 3 月、6 月にも提起(ニュージーランドおよび米国)、紛争解決手続終了後もニュージーランドは 2004 年 11 月からほぼ毎委員会でカナダの酪農・乳製品政策に対し質疑を行っている)	上級委員会報告 1999 年 10 月 履行確認手続パネル報告 2001 年 7 月 履行確認手続上級委員会報告 2001 年 12 月 第 2 回履行確認手続パネル報告 2002 年 7 月 第 2 回履行確認手続上級委員会報告 2002 年 12 月
韓国・牛肉輸入規制紛争事案(米国、豪州申立) <sup>61</sup>	なし	協議要請 1999 年 2 月/4 月 パネル報告 2000 年 7 月 上級委員会報告 2000 年 12 月
チリ・農産物価格帯事案(アルゼンチン申立) <sup>62</sup>	なし	協議要請 2000 年 10 月 パネル報告 2002 年 5 月 上級委員会報告 2002 年 9 月 履行確認手続パネル報告 2006 年 12 月 履行確認手続上級委員会報告 2007 年 5 月
EC・砂糖輸出補助金事案	1998 年 6 月米国が EC の砂	協議要請 2002 年 9 月/2003

<sup>60</sup> G/AG/R/7.

<sup>61</sup> Report of the Panel, *Korea – Measures Affecting Imports of Fresh, Chilled and Frozen Beef*, WT/DS161, 169/R (31 July 2000); Report of the Appellate Body, *Korea – Measures Affecting Imports of Fresh, Chilled and Frozen Beef* (AB-2000-8), WT/DS161, 169/AB/R (11 Dec. 2000).

<sup>62</sup> Report of the Panel, *Chile – Price Bandy System and Safeguard Measures Relating to Certain Agricultural Products*, WT/DS207/R (3 May 2002); Report of the Appellate Body, *Chile – Price Bandy System and Safeguard Measures Relating to Certain Agricultural Products* (AB-2002-2), WT/DS207/AB/R (23 Sep. 2002); Report of the Panel, *Chile – Price Bandy System and Safeguard Measures Relating to Certain Agricultural Products: Recourse to Art. 21.5 of the DSU by Argentina*, WT/DS207/RW (8 Dec. 2006); Report of the Appellate Body, *Chile – Price Bandy System and Safeguard Measures Relating to Certain Agricultural Products: Recourse to Art. 21.5 of the DSU by Argentina* (AB-2007-2), WT/DS207/R (7 May 2007).

(豪州、ブラジル、タイ申立) <sup>63</sup>	糖の輸出補助金についての懸念を表明、質問 <sup>64</sup> 紛争解決手続終了後も EC の砂糖レジームについての質疑あり(2006年5月ブラジル <sup>65</sup> 、2008年9月ブラジル <sup>66</sup> 、2010年3月ブラジル・豪州・タイ <sup>67</sup> 、2012年11月ブラジル <sup>68</sup> )	年3月 パネル報告 2004年10月 上級委員会報告 2005年4月
米国・綿花補助金事案(ブラジル申立) <sup>69</sup>	2001年12月ブラジルが綿花生産者に対する支払いについての懸念を表明、質問 <sup>70</sup>	協議要請 2002年9月 パネル報告 2004年9月 上級委員会報告 2005年3月 履行確認手続パネル報告 2007年12月 履行確認手続上級委員会報告 2008年6月

<sup>63</sup> Report of the Panel, *European Communities – Export Subsidies on Sugar*, WT/DS265, 266, 283/R (15 Oct. 2004); Report of the Appellate Body, *European Communities – Export Subsidies on Sugar* (AB-2005-2), WT/DS265, 266, 283/AB/R (28 April 2005). 本件の簡単な概要につきたとえば、京極(田部)[2010]参照。

<sup>64</sup> G/AG/R/15.

<sup>65</sup> G/AG/R/46.

<sup>66</sup> G/AG/R/52.

<sup>67</sup> G/AG/R/58, G/AG/W/77, G/AG/W/75/Rev.4.

<sup>68</sup> G/AG/W/106, G/AG/W/106/Add.1.

<sup>69</sup> Report of the Panel, *United States – Subsidies on Upland Cotton*, WT/DS267/R (8 Sep. 2004); Report of the Appellate Body Report, *United States – Subsidies on Upland Cotton* (AB-2004-5), WT/DS267/AB/R (3 May 2005); Report of the Panel, *United States – Subsidies on Upland Cotton: Recourse to Article 21.5 of the DSU by Brazil*, WT/DS267/RW (18 Dec. 2007); Report of the Appellate Body, *United States – Subsidies on Upland Cotton-Recourse to Article 21.5 of the DSU by Brazil* (AB-2008-2), WT/DS267/AB/RW (2 June 2008); Decision by the Arbitrator, *United States – Subsidies on Upland Cotton-Recourse to Arbitration by the United States under Article 22.6 of the DSU and Article 4.11 of the SCM Agreement*, WT/DS267/ARB/1 (31 Aug. 2009); Decision by the Arbitrator, *United States – Subsidies on Upland Cotton-Recourse to Arbitration by the United States under Article 22.6 of the DSU and Article 47.10 of the SCM Agreement*, WT/DS267/ARB/2 (31 Aug. 2009). 本件に関したとえば、京極(田部)[2013]参照。

<sup>70</sup> G/AG/R/29, G/AG/R/29/Corr. 1.

トルコ・コメ輸入規制事案 (米国申立) <sup>71</sup>	2002年9月より米国がトルコのコメ制度について懸念を表明・質問 <sup>72</sup> 、その後も輸入ライセンスについて2004年11月及び2005年3月に質問 <sup>73</sup> 、2005年9月にトルコのコメ輸入レジームについて質問 <sup>74</sup>	協議要請 2005年11月 パネル報告 2007年10月
メキシコ・EU産オリーブ油相殺関税紛争事案(EU申立) <sup>75</sup>	なし	協議要請 2006年3月 パネル報告 2008年9月
ペルー・農産物追加関税事案(グアテマラ申立) <sup>76</sup>	なし	協議要請 2013年4月 パネル報告 2014年11月 (本稿執筆時点においては 上訴はされていない)

農業協定をめぐる紛争事案については、以下で、(1)GATT期より継続していた事案(植民地特恵的関税割当配分の不平等さをめぐる争いであった EC・バナナ輸入制度事案)、(2)農産物の輸入規制・輸入制限に関連する事案(EC・鶏肉輸入規制事案、インド・数量制限事案、韓国・牛肉輸入流通規制事案、トルコ・コメ輸入規制事案)、(3)農業輸出補助金をめぐる事案(カナダ・乳製品補助金事案、EC・砂糖輸出補助金事案)、(4)農業国内補助金をめぐる事案(米国・綿花補助金事案)、(5)平和条項に関連する事案(ブラジル・乾燥ココナツ相殺関税措置事案、メキシコ・EU産オリーブ油相殺関税措置事案、米国・綿花補助金事案)、(6)可変課徴金をめぐる事案(チリ・価格帯事案、ペルー・農産物追加関税事案)、について、簡単に解説することとする。

<sup>71</sup> Report of the Panel, *Turkey – Measures Affecting the Importation of Rice*, WT/DS334/R (21 Sep. 2007).

<sup>72</sup> G/AG/R/39.

<sup>73</sup> G/AG/R/42, G/AG/R/42/Corr. 1.

<sup>74</sup> G/AG/R/44

<sup>75</sup> Report of the Panel, *Mexico – Definitive Countervailing Measures on Olive Oil from the European Communities*, WT/DS341/R (4 Sep. 2008).

<sup>76</sup> Report of the Panel, *Peru – Additional Duty on Imports of Certain Agricultural Products*, WT/DS457/R (27 Nov. 2014).

## 1) GATT 期より継続していた事案

GATT 期より継続していた事案である EC・バナナ輸入制度事案<sup>77</sup>は、ガットパネルにおいてもガット違反が認定されていたが、EC の反対により報告は採択されていない。本件は、EC が第一次ロメ協定締結以来行っていたアフリカ・カリブ・太平洋の旧植民地諸国(ACP 諸国)産のバナナに無税及び関税割当上の優遇措置といった特惠を供与する一方で、他国産のバナナについては関税割当を行ってきており、その不公平について中南米のバナナ輸出国や米国が問題としてきていた。パネル・上級委員会では EC のガット違反が認定され、その後 2001 年に米国との間で「バナナ了解」が締結されたが、EC はその後も ACP 諸国を優遇する無税枠を実施していた。米国は履行確認手続に訴えサイド EC のガット違反が認定されたが、EC は制度を改めなかった。その後関係国での協議が続けられ、最終的に 2009 年 12 月 15 日に EU と米国、EU と中南米バナナ輸出国との間で協定が作成・署名され、ようやく本件については関係国が納得する「解決」が行われた。これによれば、EU はバナナ輸入に関する関税を段階的に引き下げる一方で、ACP 諸国に対する無税輸入制度を継続しており、結局、ガット違反の状態が根本的に改められたわけではない。しかしながら、EU と ACP 諸国との歴史的に深い関わりに鑑みれば、このような形でしか紛争が「決着」され得なかったと考えられよう<sup>78</sup>。

## 2) 輸入規制・輸入制限をめぐる事案

農産物の輸入規制や輸入制限をめぐる事案としては、EC・鶏肉輸入規制事案、インド・数量制限事案、韓国・牛肉輸入規制事案、トルコ・コメ輸入規制事案がある。事案の内容としては、輸入規制・輸入制限をめぐるものであったが、実際に問題となった農業協定の条項は多岐にわたる。

EC・鶏肉輸入規制事案は、ブラジルが EC による冷凍鶏肉の関税割当の内容を不服として争ったものである。農業協定の関連では、関税割当外の冷凍鶏肉に関する特別セーフガードが農業協定違反としてブラジルが訴え、上級委員会はパネルの判断を一部覆したものの、最終的には第 5 条 5 項違反(特別セーフガード発動の際の追加関税額の決定方法)を認定した。

インド・数量制限事案では、インドが国際収支上の理由から長年行ってきた 2714 品目に及び農業・織物・工業製品の輸入制限について主にガット違反を主張して米国が訴えたものだったが、米国は、インドが行っている農産品の輸入制限について国際収支を理由として認められないのであれば、農業協定第 4 条

<sup>77</sup> 本件については農業協定違反も提起されているが、実際に審査されたのはガットの最恵国待遇条項等であった。

<sup>78</sup> 伊藤[2010]参照。

2 項違反でもあると主張した。これに対しインドは、同項の注にある通り、国際収支上の理由により行われる措置については同項は適用されないと主張したが、パネルは本件について既にガット違反が認定されていることから、結果的に農業協定第 4 条 2 項にも違反すると認定した。

**韓国・牛肉輸入規制事案**は、韓国における牛肉の輸入、流通、小売に関する措置や国内助成が問題となったものだが、米国および豪州は、韓国の行っている牛肉の管理価格支持制度による国内助成の農業協定違反を主張した。パネルは韓国の国内助成はデミニミスを超えており AMS 計算に含まれるべきこと、また再計算後の助成額は約束水準を超えているとして農業協定違反を認定したが、上級委員会は韓国の助成額の計算方法が誤っていることは認めたものの、パネルの行った計算方法は誤っているとしてその判断を覆したうえで、事実認定が不足することから農業協定の違反を判断できないとした。

**トルコ・コメ輸入規制事案**では、トルコのコメ輸入に関する証明書の不発給が問題となった。トルコにおいてコメを輸入する際には、農業省から管理証明の発給を受けて税関に提出することが必要とされるが、この発給がしばしば停止されていた。このような輸入管理証明の制度運用が農業協定第 4 条 2 項にいう「通常の関税に転換することが要求された措置その他これに類する…措置」、すなわち数量制限や裁量的輸入許可にあたるかどうか争われた。トルコは、管理証明は要件を満たせば自動的に発給されるものと主張したが、実際にはコメ管理部門からの管理証明の発給停止の勧告に従って発給停止が行われていたため、パネルはこうしたトルコの措置を輸入管理とみて農業協定違反を認定している。

### 3) 農業輸出補助金をめぐる事案

農業輸出補助金をめぐる事案として、**カナダ・乳製品補助金事案**、**EC・砂糖輸出補助金事案**を挙げることができる。**カナダ・乳製品補助金事案**は、カナダが酪農に関して行っていた割当制度による生産・出荷管理、価格支持、輸入規制といった政策のうち、特別ミルク分類制度というミルク生産者が加工業者にミルクを販売するための制度の一部が輸出補助金に当たるとして、米国及びニュージーランドが申立てを行なった。パネル・上級委員会はいずれも、このような、輸出用乳製品加工業者に対し国内市場向け価格をはるかに下回る形でミルクが販売されており、政府機関と言える機関からの関与がある本制度は「輸出補助金」に当たると判断した。これを受け、カナダは制度を改訂したが、新しい制度についても米国およびニュージーランドは二度にわたり履行確認手続に訴え、いずれもカナダの農業協定違反が認定された。最終的にカナダは、輸出補助金と判断された部分について制度を廃止し、2003 年 5 月に当事国間合意を

紛争解決機関(DSB)に通報している。

EC・砂糖輸出補助金事案では、EUの砂糖政策により砂糖産業へ交付される輸出補助金が農業協定・補助金協定に違反するとして、豪州、ブラジル、タイが申立てを行なった。EUの砂糖制度では、域内で生産される砂糖には生産割当の対象となっているもの(A糖・B糖)と、割当量を超えて生産されたもの(C糖)があり、EUは、制度上、前者を国内価格助成及び輸出補助金の対象とし、後者の割当超過分については輸出補助金の対象とはしないうえで全量が輸出に回されなければならないとしていた。申立国側は、割当超過分(C糖)生産者は生産割当分(A糖・B糖)生産者と同一であり、A糖・B糖部分の生産については価格補助を受けていることから、C糖を平均生産費をはるかに下回る国際価格で輸出することを可能としているのは、A糖・B糖販売における利益をC糖生産の費用に充当しているから(すなわち内部相互補助があるから)であるとして、C糖は実質的に輸出補助を受けており、それはEUが約束した輸出補助金の削減水準を上回っていると主張したのである。パネル・上級委員会は、EUの砂糖制度における内部相互補助は輸出補助金に当たるとするなどとして農業協定違反を認定した。このパネル・上級委員会の判断を受け、EUは2006年2月に新たな理事会規則を採択し、砂糖制度改革を行なっている。EUの砂糖制度については、WTOでの違反認定を待つまでもなく、その手厚い保護ゆえに自身の財政を逼迫させる要因ともなっていたことから、EU内部からも批判の声が上がっていた。その意味でも、WTOにおける違反認定は、EUにおける農業改革を推進する上で好都合な「外圧」となったとすることができよう。

#### 4) 農業国内補助金をめぐる事案

農業国内補助金をめぐる主な事案としては、**米国・綿花補助金事案**を挙げることができる。本件は、米国の綿花ほかの農産物に関する助成政策等に対しブラジルが農業協定・SCM協定違反を申し立てたものである。本件においては、1996年農業法及び2002年農業法に基づき行なっていたさまざまな国内助成、輸出補助金、輸出信用保証などについて、ブラジルが、平和条項違反や、国内助成削減約束対象から除外されるいわゆる緑の補助金には当たらない、綿花に対する助成や輸出信用保証措置が輸出補助金に当たるなどと主張した。パネル・上級委員会はほぼ全面的にブラジルの主張を認め、米国の農業協定及びSCM協定違反を認定した。米国は措置を改訂したものの、依然としてWTO協定違反としてブラジルは履行確認手続に訴え、米国の違反が確定し、ブラジルは対抗措置の権利を得た。その後ブラジルは対抗措置対象製品リストまで公表したが、米国との二国間交渉により直前で取りやめ、二国間で覚書及び枠組み合意を締結して、米国がブラジルに対し綿花部門について資金提供を行うとと



もに次期農業法で当該措置についての改正を行うことを約束する代わりに、ブラジルが当面の間対抗措置実施を見合わせるという内容で落ち着いた。その後、米国は 2014 年 2 月に新たな農業法を制定しているが、その内容についてブラジルは起草段階から不満を表明していた。しかしながら、2014 年 10 月に新たな覚書を締結し、米国がブラジルに対し綿花部門への追加的資金提供として 3 億ドルの支払いを行うとともに、問題とされた輸出信用について新たな制限を加える代わりに、ブラジルが対抗措置を取り下げて 2018 年 9 月まで本件について米国を訴えないとする「平和条項」に合意し、本件については一応の解決を見ている。本件では、結局米国の WTO 協定違反が明確には是正されていないが、ドーハ・ラウンドにおける農業交渉が進展せず農業補助金の削減合意等が見込めない中、WTO 紛争解決手続における違反認定を梃子として、途上国たるブラジルが米国の政策変更にも圧力をかけることができたという意味で重要な事例であったとすることができる。

#### 5) 平和条項をめぐる事案

「平和条項」とは、加盟国の国内助成と農業輸出補助金について、農業協定および自国が譲許表で約束した削減約束を遵守している限り、一定期間において当該国内助成および輸出補助金は相殺関税の対象とならず、SCM 協定の適用対象から除外され、また、紛争解決手続に訴えられることはないとした農業協定第 13 条を指す。

ブラジル・乾燥ココナツ相殺関税措置事案では、フィリピン政府が供与していた補助金に関しブラジルが相殺関税を賦課したことを受けて、フィリピンがガット及び農業協定に基づき申立てを行った。ブラジルが賦課した相殺関税は WTO 協定発効以前に開始された調査に基づいており、パネル・上級委員会は、相殺関税措置が農業協定第 13 条の適用を受けるのは当該措置が「ガット 1994 第 6 条及び SCM 協定第 5 部の適用」を受ける場合に限られており、それらの協定が適用されない本件においては、農業協定第 13 条の適用はないとした。

メキシコ・EU 産オリーブ油相殺関税措置事案では、メキシコが EC(主にイタリアおよびスペイン)産のオリーブオイルに対して賦課した相殺関税が問題となった。EC は、相殺関税賦課に関する調査開始については「妥当な自制」が払われるべきとして農業協定第 13 条違反を主張したが、パネルは、EC によるオリーブ栽培業者向けの支援は農業協定第 6 条に合致する国内助成措置であり、農業協定第 13 条の適用はあるが、相殺関税賦課の調査開始に当たり示されるべき「妥当な自制」について、その通常の意味を「自らコントロールし、用心し、慎重であり、遠慮していることを、適切に、常時、合理的に示していること」としたうえで(panel paras. 7.66-7.68)、EC が、メキシコの調査開始が「妥

当な自制」を欠いたことを立証できていないとして EC の訴えを斥けた。

米国・綿花補助金事案では、対象期間中の米国の国内助成の額が、AMS 削減水準を上回っていることから、農業協定第 13 条の適用はなく、SCM 協定の適用対象となるとしている。

#### 6) 可変課徴金をめぐる事案

チリ・価格帯事案<sup>79</sup>およびペルー・農産物追加関税事案では、ウルグアイ・ラウンド交渉の結果として関税化すべき措置とされていた可変輸入課徴金類似の制度が問題となった。

チリ・価格帯事案では、1986 年に制定した産品輸入規則に係る法律 18.525 号<sup>80</sup>第 12 条による「価格帯制度(Price Band System)」が問題となった。同条では、小麦、油糧種子、植物性食用油および砂糖について、これらの産品の国内価格が国際価格との関連で変動する幅を合理的な範囲に収めることを確保する目的から、国際価格を考慮しつつ価格帯が決定され、輸入品について国際価格を参考にして決定される参考価格(reference price)が価格帯の上限価格を上回る場合にはその差額分を支払い、下回る場合には、通常の従価税(8%)に加えてその差額相当分の特別税を課すこととなっていた<sup>81</sup>。この価格帯の決定については毎月又は適宜見直されており、最低価格については国際価格を大きく上回る水準に設定され、恒常的に特別税が課される状況となっており、その設定の恣意性が指摘されていた<sup>82</sup>。このようなチリの価格帯制度についてアルゼンチンは、ガット第 2 条 1 項(b)違反及び農業協定第 4 条 2 項違反を訴えていた。チリは、自国制度がウルグアイ・ラウンド交渉時にどの国からも関税への転換を要求されていないことから、農業協定第 4 条 2 項に言う「通常の関税に転換することが要求された措置」ではないと主張していたが、パネル・上級委員会は、当該制度が可変輸入課徴金又は最低輸入価格に「類する措置」にあたるとして、農業協定第 4 条 2 項違反を認定した。本件については、チリが制度改正を行っているが再度履行確認手続に訴えられ改正後の制度も依然として WTO 協定整合的ではないとの認定を受けている。しかしながら、チリの再度の制度改正は進まず、2008 年に新たな価格帯制度の導入法案が議会に提出され審議されたが否決されたことにより、2014 年末に現行の価格帯制度が失効し、ようやく勧告の履行がなされたと考えられる。

<sup>79</sup> なお、本件では、価格帯制度のほかに、小麦、小麦粉及び植物性食用油に関するセーフガード措置についての申立てがなされていた。

<sup>80</sup> Law 18.525 on the Rules on the Importation of Goods.

<sup>81</sup> チリ・価格帯パネル para. 2.2. 中川[2003]165 頁。

<sup>82</sup> 宮石[2013]121 頁。

2014年11月にパネル報告書が出されたペルー・農産物追加関税事案も、チリ・価格帯制度事案同様の制度が問題とされた。ペルーでも、牛乳、トウモロコシ、コメ、砂糖に関して価格域制度(Price Range System: PRS)というチリの価格帯制度類似の制度がとられており、パネルは、チリの事案同様、可変課徴金または最低輸入価格制度類似のものとして農業協定第4条2項違反を認定している。

これら2件において問題となった制度は、ウルグアイ・ラウンド交渉時にはEUの制度の帰趨に焦点が当たっていた中、その陰に隠れた存在になっていた<sup>83</sup>。しかし、パネル・上級委員会は、交渉で明示的に取り上げられていなくても、「透明性」と「予見可能性」に欠ける可変課徴金類似の制度である「価格帯/域制度」は関税に転換されなければならない措置とした。

農業協定をめぐる貿易紛争については、これら多くの事案におけるパネル・上級委員会による解釈を通じて農業協定の意味内容の明確化が図られていると言える。また、こうした、非関税措置の関税化の問題や国内助成・輸出補助金に関する規律をめぐる紛争処理を通じて、途上国を含めた農業協定の実施に関する監視機能を果たしている。そして、農業協定の目指すところである「世界の農産物市場における制限及び歪みを是正し並びに防止」し、「農業貿易の改革過程」を揺るぎなく推進していく姿勢を明らかにしていると言えよう。

#### 【引用文献】

石川義道(2013年)「米国・原産地表示事件の分析(上・下) TBT協定2条2項の必要性要件の検討を中心に」『国際商事法務』第41号4・5巻。

泉卓也(2012年)「貿易上の懸念に関する多数国間レビュー」『法律時報』第1051号。

伊藤一頼(2010年)「WTOにおける紛争処理の意義と限界—司法化の進展と政治的解決の位相」『国際問題』第597号。

井上荘太郎(2014年)「第3章 カントリーレポート:タイ —政治危機と米担保融資制度の混乱—」農林水産政策研究所『プロジェクト研究 「主要国の農業戦略等に関する研究」平成25年度カントリーレポート 中国、タイ、インド、ロシア』。

川瀬剛志(2010年)「ルール執行機関としてのWTO—紛争解決手続および多国

---

<sup>83</sup> ペルーの価格域制度についてペルーは2001年に新設されたものとしていたが、実質的には1991年から続く制度の修正であった。

- 間監視の現在―」RIETI Policy Discussion Paper Series 10-P-019。
- 京極(田部)智子(2010年)「動向解析 農業補助金に関する WTO 紛争事例の分析 第3回 EC-砂糖補助金事件」『農林水産政策研究所レビュー』第36号。
- 京極(田部)智子(2013年)「WTO 紛争処理制度の意義と限界―米国・綿花補助金事件からの示唆―」『日本国際経済法学会年報』第22号。
- 京極(田部)智子(2014年)「ドーハ・ラウンド: 農業交渉の進展と挫折を中心に」キヤノングローバル戦略研究所研究論文【農業政策分野】2014 No.1。
- 内記香子(2012年)「WTO 法と加盟国の非経済規制主権―GATT、SPS 協定、TBT 協定による新秩序」日本国際経済法学会編『国際経済法講座 I 通商・投資・競争』(法律文化社)。
- 内記香子(2013年 a)「【WTO パネル・上級委員会報告書解説⑤】米国-クローブ入りタバコ規制事件(インドネシア)(DS406)-」RIETI Policy Discussion Paper Series 13-P-013。
- 内記香子(2013年 b)「【WTO パネル・上級委員会報告書解説⑥】米国-マグロラベリング事件(メキシコ)(DS381)-TBT 紛争史における意義-」RIETI Policy Discussion Paper Series 13-P-014。
- 内記香子(2014年)「【WTO パネル・上級委員会報告書解説⑨】米国-原産国名表示要求(COOL)事件(DS384、386)-生鮮食品の原産国名表示と国際貿易-」RIETI Policy Discussion Paper Series 14-P022。
- 中川淳司(2003年)「チリの農産物に対する価格拘束制度及びセーフガード措置(パネル・上級委員会報告)」『2002年度版 WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査研究報告書』(公正貿易センター)。
- 日本貿易振興機構農林水産・食品部農林水産・食品調査課(2014年)『日本産農林水産物・食品輸出に向けたハラール調査報告書』。
- 藤岡典夫(2009年)「動向解析 農業補助金に関する WTO 紛争事例の分析 第1回 概説及びカナダ-乳製品事件」『農林水産政策研究所レビュー』第34号。
- 牧野竹男(2012年)「第1章 EU の SPS・TBT 措置について」農林水産政策研究所『行政対応特別研究 世界の主要国・地域の農業、貿易をめぐる事情、政策等に関する研究 平成23年度カントリーレポート EU、韓国、中国、ブラジル、オーストラリア』
- 宮石幸雄(2013年)「チリ」農林水産政策研究所『平成24年度カントリーレポート(行政対応特別研究[主要国横断]研究資料第3号)』。
- Francois, Joseph F. (2001) “Trade Policy Transparency and Investor Confidence: Some Implications for an Effective Trade Policy Review

- Mechanism,” *Review of International Economics* Vol. 9, No. 2.
- Gruszczynski, Lukasz (2013) “The REACH Regulation and the TBT Agreement: The Role of the TBT Committee in Regulatory Processes,” in Michael Trebilcock and Tracey Epps (eds.), *Research Handbook on the WTO and the Technical Barriers to Trade* (Edward Elgar Publishing).
- Horn, Henrik, Mavroidis, Petros C., and Wijkström, Erik N. (2013) “In the Shadow of the DSU: Addressing Specific Trade Concerns in the WTO SPS and TBT Committees,” *Journal of World Trade* Vol. 47, No. 4.
- Mavroidis, Petros C., and Wijkström, Erik N. (2013) “Moving out of the Shadows: Bringing Transparency to Standards and Regulations in the WTO’s TBT Committee,” in Michael Trebilcock and Tracey Epps (eds.), *Research Handbook on the WTO and the Technical Barriers to Trade* (Edward Elgar Publishing).